



2022年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 南海電気鉄道株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 遠北 光彦  
(コード番号 9044 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 総務広報部長 新階 寛仁  
(TEL. 06-6644-7125)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について、本年6月23日開催の第105期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社グループにおける新たな事業展開を見据え、現行定款第2条の目的を追加するものであります。
- (2) 取締役でない執行役員の中から社長を選任する場合があることに備え、現行定款第15条及び第27条を変更するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更するものであります。
  - ア、変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - イ、変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ウ、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16

条)は不要となるため、これを削除するものであります。

エ、上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(23)</p> <p style="padding-left: 40px;">(省 略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p><u>(24)～(25)</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(省 略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p><u>(26)～(31)</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(省 略)</p> <p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。</p> <p>社長に事故のあるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により<u>他の取締役</u>がこれに代わる。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 本会社は、株主総会の招集に際</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(23)</p> <p style="padding-left: 40px;">(現行どおり)</p> <p><u>(24) 有料職業紹介事業</u></p> <p><u>(25)～(26)</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(現行どおり)</p> <p><u>(27) eスポーツ(コンピューターゲームの競技)ビジネスの企画、開発、運営、管理業務及びこれらの受託</u></p> <p><u>(28)～(33)</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(現行どおり)</p> <p>(議長)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>社長が取締役でないとき又は社長に事故のあるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により、</u>取締役がこれに代わる。</p> <p style="padding-left: 40px;">(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(執行役員)</p> <p>第27条 取締役会は、その決議により執行役員を選任し、本会社の業務を分担して執行させる。</p> <p>取締役会は、その決議により執行役員中から社長1名を定める外、副社長、専務執行役員、常務執行役員及び上席執行役員各若干名を定めることができる。</p> <p><u>社長は、代表取締役を兼務する。</u></p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 <u>本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで</u> <u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(執行役員)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p><u>附 則</u></p> <p><u>第1条 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>第2条 前条の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>第3条 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月23日

定款変更の効力発生日 上記株主総会開催日

以 上